

## 2020年2月期 取締役会の実効性に関する評価結果の概要について

当社は、当社及び当社グループの持続的な成長と企業価値向上に向けた取組みとしてコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方を定め、その中で取締役会の実効性確保のための取組みとして、年次での取締役会の分析・評価を実施することとしております。その方針に基づき、2020年2月29日現在の取締役で構成される取締役会について実効性評価を行いました。

その結果の概要は、以下のとおりです。

### 1. 実施方法及び内容

【実施方法】 アンケートによる自己評価

【実施期間】 2020年2月25日～2020年3月13日

【対象期間】 2019年5月～2020年2月までに開催された取締役会

【対象者】 取締役5名（うち社外取締役2名）、監査役4名（うち社外監査役2名）

【評価項目】 (1) 取締役会の構成  
(2) 取締役会の運営  
(3) 取締役会の議題  
(4) 取締役会を支える体制

### 2. 評価結果とその概要

- (1) 取締役会で審議を行う上で、現在の当社の取締役の人数及び社外取締役の人数、割合はいずれも適切であり、多様性についても確保されております。また、社外取締役の知見・経験・能力についても十分確保されていると考えています。
- (2) 取締役会の開催頻度、議案の分量、審議時間はいずれも適切であり、議事進行についても自由闊達な意見交換が行われています。資料の内容、分量については、より分かりやすく、簡潔にするための取り組みが行われています。課題であった資料のペーパーレスも進んでおり、次期は、すべての資料のペーパーレス化を目指してまいります。
- (3) 取締役会の議題の選定は適切であり、中期経営計画や企業戦略の大きな方向性を示す議題についても、取締役会以外の様々な機会に審議されています。事業に影響を及ぼす可能性のある主要なリスクに関する議論及び関連当事者取引及び利益相反取引に関する管理についても適切に行われています。代表取締役の後継者育成、経営幹部の選解任等の方針については、経営課題の一つとして認識しており、今後、段階的に取り組んでまいります。
- (4) 取締役会を支える体制として、取締役会の諮問機関である任意の「役員報酬等諮問委員会」を設置し、取締役の各人別報酬の決定については、規程を定め、同委員会での十分な審議を行い、手続きの透明性を高めるべく適切な取り組みが行われています。
- (5) 取締役各人の評価の実効性を確保するため、社外取締役及び社外取締役に対する情報提供及び情報共有の機会を定期的に設けているほか、内部監査部門と取締役・監査役の連携及び独立社外役員相互の連携についても十分確保されております。また、社外取締役2名と社外監査役2名で構成される「独立社外役員会」（議長は社外取締役）を定期的に開催し、取締役会の在り方を含む当社のコーポレートガバナンスについて建設的な意見交換を行っております。

以上のことから、当社取締役会の実効性は確保されているものと判断しています。

しかしながら、各取締役の意見を参考に、取締役会議題の資料の配布時期、事前検討時間の一層の改善を図るほか、重要な投資案件等の審議や手続きの透明性を高める工夫等、取締役会の実効性のより一層の向上に向けて、引き続き取り組んでまいります。

以上